

国保連合会だより



NO. 2025-歯-5
令和 7年12月 1日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る請求事務については、令和7年11月21日付け「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」（社会保険診療報酬支払基金・公益社団法人 国民健康保険中央会事務連絡）のとおり、令和7年12月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求について、審査支払機関において返戻処理せず取扱うこととしました。（別添参照）

つきましては、対象レセプト（返戻分又は保留分）がある医療機関等におかれましては、早期の請求にご協力をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

（医 科）	054-253-5540	審査第1、2、3課
（歯 科）	054-253-5535	審査第4課
（調剤・訪問看護）	054-253-5541	審査調整課

重 要 性 分 類 II
事 務 連 絡
令 和 7 年 11 月 21 日

保険医療機関・薬局 各位

社会保険診療報酬支払基金
公益社団法人 国民健康保険中央会

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等における請求事務については、令和7年11月14日付け「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて」（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）のとおり、令和7年12月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求について、審査支払機関において返戻処理せず取扱うこととしましたので、ご連絡いたします。

なお、本件に関する問合せにつきましては、各都道府県の社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会へ連絡願います。